

(別紙)

令和8年度結婚支援コンシェルジュ事業業務委託
企画提案競技 審査基準表

審査項目	審査の視点（審査内容）	配点	総合
1 全体	事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。 ・県が実施する事業であること。	10	30
	業務委託仕様書を踏まえた内容で、業務目的及び成果目標が達成される企画となっているか。 (ひなたの出逢い・子育て応援運動新規登録団体数 150団体、結婚支援事業に取り組む市町村数 20市町村) ・結婚支援の推進につながるか。	10	
	計画的な業務スケジュールとなっているか。 各業務内容の納期は守られるか。	10	
2 企画内容	【結婚支援コンシェルジュの配置について】 専任職員の配置について、十分な提案がされているか。	10	50
	【市町村や企業等の現状・課題把握及び県制度等の活用促進】 方法やスケジュールについて、十分な提案がされているか。	10	
	【「ひなたの出逢い・子育て応援運動」及び「ひなたの恋パス応援店」の登録促進】 効率的な登録促進が見込めるか提案がされているか。	10	
	【結婚支援事業実施の働きかけ及び各イベント等への助言】 十分な目標設定がされ、希望する県内市町村、企業等で結婚支援事業実施が実現する提案がされているか。	10	
	【コンシェルジュ会議への出席及び他自治体事例の情報収集】 実施方法やスケジュールについて、十分な提案がされているか。	10	
3 運営体制	業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。 県との連絡・連携体制は期待できるか。 本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	10	10
4 経済性	提案内容に対し経費の積算は妥当か。	5	5
	提案価格に優位性はあるか（配点×最低価格/提案価格）。 ※小数点以下切り捨て	5	5
合 計			100 100

【審査方法】

- 委員は、別紙「審査基準表」の各審査項目について審査を行い、採点する。
- 全ての委員の点数を集計する。
- 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- 委員の合計点数が最低基準点である240点（満点400点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である240点（満点400点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 標準より非常に優れた提案
- 標準より優れた提案
- 標準的な提案
- 標準よりもやや劣る提案
- 標準より劣る提案